

令和2年11月20日

議 事 録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については○で消しています。

福島県耶麻郡北塩原村農業委員会

令和2年度北塩原村農業委員会総会（令和2年11月定例会） 議事録

1. 開催日時

令和2年11月20日（金）午後1時30分～2時13分

2. 開催場所

北塩原村役場集会室1・2

3. 出席委員

	議席	氏名	出欠
会長	7	星源嗣	出
会長職務代理者	6	遠藤俊一	出
農業委員	1	小椋隆子	出
〃	2	中川博之	出
〃	3	岩田多吉	出
〃	4	二瓶睦夫	出
〃	5	蓮沼喜久雄	出
農地利用最適化推進委員	—	奥川維之	出
〃	—	佐藤誠一	出
〃	—	五十嵐好則	出
〃	—	安部嘉久	出
〃	—	柏谷孝雄	出
〃	—	小椋功	出

※ 出席委員 農業委員7名 在任委員（7名）の過半数に達したので、本会は成立した。

※ 今月は全体での協議事項があるため、農地利用最適化推進委員6名全員出席。

4. 欠席委員

なし

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の選任
- 第2 会期の決定
- 第3 業務報告及び今後の予定
- 第4 協議事項
 - ・令和2年度農業者年金加入推進（案）について
- 第5 提出議案
 - 議案第1号
 - 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
 - ・番号1～3番 賃借権設定（農地中間管理事業）
 - ・番号4番 賃借権設定
 - 議案第2号
 - 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第6 その他
 - ・北塩原村農業施策に関する意見書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 相原 哲也
事務局班長 渡部 達也
事務局主査 須藤 真由美

7. 会議の内容

○事務局長

ただいまより、令和2年度北塩原村農業委員会定例総会11月定例会を開会いたします。
それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長

（挨拶）

○事務局長

会長ありがとうございました。総会の議長は、北塩原村農業委員会会議規則第4条によりまして会長が行う事になっておりますので、会長をお願いいたします。

○議長

暫時議長を務めさせていただきます。本日の会議の案件はお手元に配布のとおりでございます。会議に先立ち本日の出席委員の確認を行います。只今の出席委員は農業委員7名中7名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。また、今月は、農地利用最適化推進委員6名全員にも出席いただいております。

○議長

それでは、北塩原村農業委員会会議規則第13条の規定による議事録署名委員の指名でございますが、本職より指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、2番、中川博之委員、3番、岩田多吉委員の両名を指名いたします。

○議長

お諮りいたします。会期の決定については、議案の関係上本日1日とすることにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、会期は本日1日と決しました。

○議長

それでは、業務報告及び今後の業務予定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

座ったままで失礼いたします。提出議案の2ページをご覧ください。初めに(1)の業務報告から説明いたします。1番、11月12日、令和2年度福島県下農業委員会大会がパルセイイざかで開催されまして、会長、隆子委員、柏谷委員、事務局が出席しております。2番、本日でございますが、北塩原村農業委員会総会11月定例会を開催しております。続きまして、(2)の今後の業務予定でございますが、1番、12月21日、北塩原村農業委員会総会12月定例会を集会室1・2で開催いたします。以上で業務報告と今後の業務予定について朗読と説明を終わります。

○議長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。以上で業務報告及び今後の業務予定について終了します。

○議長

続いて、報告事項が1件ございますので、事務局説明をお願いします。

○事務局

事務局より1件ご報告いたします。先月の総会で、委員の皆さんにご審議いただきました

「買受適格証明申請」の件でございますが、申請人であります〇〇の〇〇〇さんが競売参加の手続きのため裁判所に伺ったところ、当該競売物件が取下げとなっており競売に参加することができなかったとのことございました。〇〇〇さんの方で裁判所に確認したところ、ちょうど先月の総会があった20日頃に取下げとなっていたようで、取下げ理由については、裁判所の方では把握していないとのことございました。なお、今後については、家族でよく話し合い検討してみるとのことでしたので、農業委員会としましても引き続き農地の貸借等についていつでも相談に応じる旨伝えております。事務局からの報告は以上でございます。

○議長

説明は終了しました。それでは、本件に関してご質問等ございませんか。

○6番、遠藤俊一委員

先月の案件だよな。急に取下げになって、連絡はあったの。

○事務局

はい。先月の案件です。裁判所から取下げの連絡等は何もありませんでした。

○議長

どんな理由で取下げになったかは分かりませんが、今回の入札はないということです。

○事務局

先月許可が出て、2～3日後に〇〇〇さんの方で競売参加のために裁判所に行ったら取下げになってるから参加できませんと言われたそうです。〇〇〇さんから事務局に電話があって、こちらでもそこで初めて取下げになっていることを知りました。

○3番、岩田多吉委員

ちょうど、総会やってる頃に取下げられたわけだ。

○議長

競売やりますよという通知は来るけれど、取下げになりましたという通知は来ないから事務局の方でも分からなかったわけです。それに今回は総会のあった日にちょうど取下げがあったようなので。

○3番、岩田多吉委員

借金払ったから取下げになったのか。

○6番、遠藤俊一委員

まあ、それしかないべな。

○事務局

取下げ理由までは裁判所の方では把握していないとのことでした。事務局の方でも裁判所の方に確認しましたが、取下げの通知はしないと言われましたので、ネットで毎日確認するしかないのかと。

○3番、岩田多吉委員

それもおかしい話だな。

○議長

その他、質問、ご意見等はありませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。以上で、報告事項について終了いたします。

○議長

それでは、協議事項に入ります。令和2年度農業者年金加入推進（案）について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の3ページから5ページになります。協議事項、令和2年度農業者年金加入推進（案）について、説明いたします。こちらにつきましては、農業者年金基金が目標として掲げております、農業者年金『加入者累計13万人早期達成3カ年運動』の目標達成に向けた取り組みについて、協議を行うものでございます。それでは、提出議案の4ページをご覧ください。令和2年度農業者年金加入推進方法（案）について説明いたします。1、目的でございますが、農業者年金基金は5年ごとに中期計画を策定し加入推進に取り組んでおります。現在は、中期計画に位置づけた前期運動として「加入者累計13万人早期達成3カ年運動」が策定されておまして、今年度は3年目の最終年度にあたります。この3カ年運動において新規加入者の年間目標を3,800人と設定されまして、さらにその中でも20歳から39歳の若い農業者の年間目標を2,800人に、女性農業者の年間目標を全体の3分の1にあたる1,300人とすると明記されました。なお、当村におきましては、年間の新規加入者1名という目標が設定されております。村内の農業者が少しでも安定した老後の生活を送るためには農業者年金の加入も重要でございますので、多くの農業者へ制度の説明が行えるよう、推進活動と加入に向けた取り組みを実施いたします。なお、昨年度も1名の新規加入の目標が設定されておりましたが、実績としましては残念ながら新規加入者を確保することはできませんでした。加入対象者が非常に少ない中、厳しい状況ではございますが1人でも多く加入していただけるよう推進活動を実施していただきたいと思っております。続きまして、2、加入対象者につきましては、提出議案の5ページに一覧を載せております。このリストの抽出者は、国民年金第1号被保険者で農業従事日数が60日以上の方をリストアップしております。ここで、委員の皆さんにお願いしたいのですが、平成27年度より農業委員会委員選挙人名簿の登載申請が廃止されたことに伴いまして、事務局の方では把握できていない対象者も何名かいらっしゃるのではないかと考えております。どここの息子さんが帰ってきて農業を手伝っているですか、または誰々が会社を退職して農業をやっているなど、この人も該当するのではないかと？という情報は委員の皆さんの方が詳しいのではないかとと思います。この台帳に載っていない対象者がいらっしゃいましたらその都度、ご連絡をお願いいたします。

また、各委員さんには担当地区がございますが、地区によっては対象者がほとんどいない又はまったくいないという地区もございますので、農業者年金の加入推進については、担当地区というものには拘らず、農業委員・推進委員の皆さんで協力してまずは村内全域で1人の新規加入者確保に向けて推進活動に取り組んでいただければと思います。昨年も申し上げましたが、特に4番の〇〇〇さんなど若い農業者は、ご本人だけではなく親も交えてお話いただいた方がスムーズだったというような事例もあるようです。〇〇〇さんのところは、親の〇〇〇さんが農業者年金の被保険者であるということもあり農業者年金に理解があると思われるので、是非とも加入推進をお願いしたいと思っております。では、4ページにお戻りください。

3、加入推進体制としましては、農業委員・農地利用最適化推進委員全員で行います。

4、加入推進強化月間といたしまして、11月から2月までの4ヶ月間を強化月間として設け、推進活動に力を入れていただきたいと思っております。

5、推進方法としましては、本日お配りしている資料や、これまでの農業委員・推進委員研修会等で配布された資料をご自宅の方で、今一度お開きいただいて、制度等についてご確認いただきたいと思っております。また、今回「農業者年金加入推進セット」を配布しております。こちらには、加入推進のチラシや活動記録の用紙が入っておりますので、農業者へ説明する際はこちらのチラシも使っていただければと思います。また、推進活動を行った際は、活動記録の用紙への記入も併せてお願いいたします。加入者普及に向けてご加入いただいた方などへの粗品も準備しておりますので、こちらもご活用願います。本日、粗品の方は皆さんにお一つずつお配りしておりますが、加入推進の状況により足りない場合は事務局までご連絡ください。資料や粗品を活用していただきながら、個別訪問に取り組み、これまでの旧農業者年金との違いである財政破綻がないことや新農業者年金におけるメリット等について、説明に力を入れていただきたいと思っております。

続きまして、6、説明する内容としまして、①新農業者年金制度の説明等についてですが、20歳以上60歳未満の、年間60日以上農業に従事する方で、国民年金の第1号被保険者の方ならどなたでも加入することができること。なお、この年間60日以上というのは、自己申告となります。保険料の額は、月額2万円～6万7千円まで千円単位で自由に設定でき、経営状況に合わせていつでも変更できること。終身年金のため生涯受給ができること。

()の80歳までの保証があるというのは、80歳まで年金がもらえるという意味ではなく、仮に80歳になる前に亡くなった場合は、死亡した翌月から80歳到達月まで受け取れるはずであった額が死亡一時金として遺族に支給されるという保証がついているということでございます。続いて、支払った保険料は、全額、社会保険料控除の対象となるため、節税効果があること。要件を満たせば国の助成が受けられることなどを中心に説明願います。

②、年金額の試算については、納付した保険料と運用益を足した額に年金原価率をわって算定をすることができます。基金のホームページで簡単に年金額のシミュレーションができますので、そのことも一緒にご説明いただければと思います。また、本日お配りしている「農業者年金と加入推進」という黄緑色の冊子の12ページと13ページにも受給見込額が載ってお

りますので、こちらも参考にしてください。続きまして③、加入したいという方がいた場合は、農業者年金の加入申込書と国民年金の付加保険料届出書の提出が必要となります。国民年金付加保険料については、月額400円納付することとなりますが、メリットとしましては2年以上の年金の受給で納付した保険料の元が取れるので、大変お徳なものとなります。

④、農業者の意見や意思などを個別訪問により確認した際に、各自、記録いただき活動状況を残していただきたいと思います。繰り返しになりますが、農業者年金の加入推進にあたっては担当地区に拘らずに、農業委員・推進委員の皆さんで互いに協力し合ってください、まずは1人の新規加入者確保に向けて推進活動に取り組んでいただければと思います。中には1人で戸別訪問などをするのが不安だという委員さんもいらっしゃると思います。その場合は近くの委員さんや、加入推進部長でもあります、会長、事務局などに声をかけていただいて、2人体制で戸別訪問を実施してみるのもいいのかなと思います。対象者が非常に少ない中、さらにその対象者も年々減っているという大変厳しい状況ではございますが、農業者年金の加入推進は農業委員会の業務の1つでございますので、ご協力よろしくお願ひいたします。最後になりますが、今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、戸別訪問をする際は必ずマスクを着用するなど、各自対応をお願いいたします。上記のとおり提出いたします。令和2年11月20日提出、北塩原村農業委員会会長星源嗣。以上で令和2年度農業者年金加入推進（案）についての朗読並びに説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。それでは、本件に関し、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りいたします。原案の通りこれを適当と認め、決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。原案の通り承認されましたので、お手元の（案）については、消していただきたいと思います。以上で、令和2年度農業者年金加入推進について終了するとともに、協議内容の通り加入推進を実施することとします。

○議長

それでは議事に入ります。議案第1号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（農地中間管理事業による利用権設定）について」を議題といたします。今日は3件ございますが、一括審議となります。議案第1号番号3番については、五十嵐好則委員の案件でございますので、農業委員会法第31条の規定に基づく、議事参与の制限により当該議案

の審議開始から終了まで一時退席をお願いします。なお、議案第2号についても、五十嵐好則委員の案件でございますので、議案第2号の終了まで、引き続き退席となります。五十嵐好則委員は退席してください。

(五十嵐好則委員 退席)

○議長

それでは、議案第1号の番号1番から3番まで、事務局より一括して朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の6ページをご覧ください。議案第1号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(案)について説明いたします。次の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(一括方式)の作成について承認を求めるものでございます。今回は3件ほどございますが、農地中間管理事業に係る案件は今回が初めてという委員さんもいらっしゃいますし、又、昨年度に法律の改正により制度の見直しも行われておりますので、先に農地中間管理事業の概略について、説明させていただきます。提出議案の21ページと22ページをご覧ください。農地中間管理事業とは、農地バンクが、地域内の分散した農用地等を出し手から借り受けまして、地域の担い手がまとまりのある形で利用できるよう配慮して、長期間(基本的には10年以上)貸付ける事業となります。農地バンクというのは、22ページの下に記載されておりますが、福島県知事が法律に基づいて、福島県農業振興公社を県内唯一の農地中間管理機として指定しました。その指定された公社が農地中間管理機構として活動する際の愛称を「農地バンク」と呼んでおります。21ページにお戻りいただいて、対象となる事業区域・農用地等につきましては、市街化区域以外で借受希望者の状況等から転貸が見込まれる農用地等になります。再生不能と判断されている遊休農地や著しく利用困難な農地等は対象となりません。この事業を活用することにより、出し手・受け手それぞれにこちらに記載のメリットがございます。この事業の1番のメリットとしましては、一定の条件を満たせば出し手の方に対して「経営転換協力金」が支払われることとなります。21ページの1番下に経営転換協力金について記載しております。例えば、農業分野の減少により経営転換する農業者、高齢により農業をリタイアする農業者が、機構に全ての農地(自作地として10a未満を残すことは可能となります)を預けましてその農地が機構から受け手に貸し付けられた場合は、面積に応じて協力金が交付されることとなります。ただし要件がございまして、貸し付ける期間は最低でも10年以上となり、こちらに記載はありませんが出し手と受け手、両方が機構に対して賃借料の1%相当の手数料を利用権を設定している期間は毎年支払わなければなりません。農地の出し手の方は協力金を貰えますが、受け手の方は賃借料の他に、さらに手数料まで支払わなければならないということになりますので、この事業を活用する前に、受け手と出し手はもちろん、村や機構、農業委員会で話し合いの場を設けるなどしまして、双方がよく理解、納得してか

ら申請の手続きを開始する必要がある場合がございます。今回提出させていただいております案件についても、当事者にお集まりいただきまして、事業の説明を兼ねて打合せを実施しております。なお、交付単価でございますが見直しが行われ、面積により30万～70万交付されていたものが、令和元年度からは、10a当たり15,000円に変更となりました。これも来年度の令和3年度までとなり、令和4年度からはさらに要件が追加され交付単価も5千円下がり、令和6年度以降は完全に廃止となる予定とのことでございます。もう1つ大きな変更点がございまして、次の22ページをご覧ください。こちらには農地中間管理事業の主な流れについて載せております。農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正が令和元年5月24日に公布され、事務手続きの簡素化が図られることとなりました。これまでは農地の出し手と機構との貸借を農業委員会で審議し、決定後に市町村の方で集積計画の公告を行いまして、その後に都道府県の方で機構と受け手の貸借（配分計画）の公告を実施しておりましたが、手続きの簡素化によりまして、都道府県の公告が廃止され、一括方式で権利設定が可能となりました。出し手から機構の貸借を村が、機構から受け手への貸借を県で行っていた2段階の貸借の手続きを簡素化し、出し手から機構、機構から受け手への権利設定をまとめて村の方で行う、一括方式が導入され、議案第1号は、この一括方式によるものとなります。22ページの下の方に農用地利用集積計画の公告（市町村）とありますが、これまでは、この後に都道府県が行う農用地配分計画というもう一段階手続きがあったものが廃止され、簡素化が図られたということでございます。農地中間管理事業の概略につきましては以上となります。それでは、議案の方に戻らせていただきます。3ページをご覧ください。番号1番から説明いたします。1、申請当事者について、まずは貸付人から機構への貸借でございますが、利用権を設定する者（貸付人）の方は、〇〇〇さん、大字北山字〇〇の方、利用権の設定を受ける者は、公益財団法人福島県農業振興公社、福島市中町に事務所がございます。続いて、機構から借受人への転貸でございますが、利用権を設定する者は、公益財団法人福島県農業振興公社で、利用権の設定を受ける者は、〇〇〇さん、大字北山字〇〇の方でございます。2、利用権を設定する土地は、下吉字〇〇4番、地目 田、面積 2,994㎡、の外、こちらに記載の田、全部で7筆、面積の合計は18,123㎡でございます。3、利用権の設定内容としまして、内容（利用目的）は、水田として利用。権利の存続期間は、令和2年11月25日から令和12年12月31日までの10年間、賃借料の額は322,949円（1反当たり約18,000円）、利用権の種類は、賃借権となります。4、利用権を設定する土地の権原者等につきましては特にございません。申請地位置図、申請箇所図につきましては、7ページから12ページに載せております。続きまして、13ページをご覧ください。番号2番、1、申請当事者について、まずは貸付人から機構への貸借でございますが、利用権を設定する者（貸付人）の方は、〇〇〇さん、大字北山字〇〇の方、利用権の設定を受ける者は、公益財団法人福島県農業振興公社でございます。続いて、機構から借受人への転貸でございますが、利用権を設定する者は、公益財団法人福島県農業振興公社で、利用権の設定を受ける者は同じく

〇〇〇さんでございます。2、利用権を設定する土地は、北山字〇〇98番1、地目は田、面積709㎡、北山字〇〇98番、地目は田、面積1,975㎡、北山字〇〇99番、地目は田、面積1,946㎡の3筆、面積の合計は4,630㎡でございます。3、利用権の設定内容としまして、内容（利用目的）は、水田として利用。権利の存続期間は、令和2年11月25日から令和12年12月31日までの10年間、賃借料の額は82,505円（1反当たり約18,000円）、利用権の種類は、賃借権となります。4、利用権を設定する土地の権原者等につきましては特にございませぬ。申請地位置図、申請箇所図につきましては、14ページから16ページになりますので、ご確認願います。続きまして、17ページをご覧ください。番号3番、1、申請当事者について、まずは貸付人から機構への貸借でございますが、利用権を設定する者（貸付人）の方は〇〇〇さん、大字北山字〇〇の方、利用権の設定を受ける者は、公益財団法人福島県農業振興公社でございます。続いて、機構から借受人への転貸でございますが、利用権を設定する者は、公益財団法人福島県農業振興公社で、利用権の設定を受ける者は、〇〇〇さん、大字大塩字〇〇の方でございます。2、利用権を設定する土地は、北山字〇〇24番、地目 田、面積2,833㎡、の外、こちらに記載の田、全部で5筆、面積の合計は8,649㎡でございます。3、利用権の設定内容としまして、内容（利用目的）は、水田として利用。権利の存続期間は、令和2年11月25日から令和12年12月31日までの10年間、賃借料の額は154,124円（1反当たり約18,000円）、利用権の種類は、賃借権となります。4、利用権を設定する土地の権原者等につきましては、特にございませぬ。申請地位置図、申請箇所図につきましては、18ページから20ページになりますので、ご確認願います。以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。令和2年11月20日提出、北塩原村農業委員会会長星源嗣。以上で議案第1号の朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

（なしの声）

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。議案第1号の農地中間管理事業による利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

（異議なしの声）

○議長

ご異議なしと認めます。議案1号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（農地中間管理事業による利用権設定）について、申請の通りこれを適当と認め決定するこ

といたします。

○議長

続いて、議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題といたします。それでは、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の23ページをご覧ください。議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について説明いたします。次の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画の作成について、承認を求めるところでございます。番号1番、こちらについては、新規設定となります。1、申請当事者について、利用権を設定する者（貸付人）の方ですが、〇〇〇さん、〇〇歳、北山字〇〇の方でございます。続いて、利用権の設定を受ける者（借受人）の方ですが、〇〇〇さん、〇〇歳、大塩字〇〇の方でございます。2、利用権を設定する土地ですが、北山字〇〇42番2、地目は田、面積は240㎡でございます。3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は令和2年11月25日から令和12年12月31日までの10年間。賃借料の額は年額で4,320円。1反当たり18,000円となります。4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、蓮沼喜久雄委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、申請地位置図、申請箇所図につきましては、24ページから25ページのそれぞれ赤枠で囲われたところとなりますので、ご確認願います。以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。令和2年11月20日提出、北塩原村農業委員会会長星源嗣。以上で議案第2号の利用権設定について、朗読と説明を終わります

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して本件の調査委員であります、5番、蓮沼喜久雄委員より調査結果について意見をお願いいたします。

○5番、蓮沼喜久雄委員

はい。11月14日に〇〇〇さん宅にお伺いしてお話ししてきました。内容等を確認したところ間違いありませんということでした。また、昨日ですね、〇〇〇さんにもお会いして確認したところ間違いのないことでしたので、許可相当といたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。議案第2号の利用権設定について、申

請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。審議が終了いたしましたので、五十嵐好則委員の入室を許可します。

(五十嵐好則委員 入室)

○議長

続いて、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の26ページをご覧ください。議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。次の農地法第5条第1項の規定による許可申請について、意見を求めるものでございます。番号1番、1、申請当事者についてですが、譲受人は、〇〇〇さん、喜多方市〇〇の方でございます。続いて譲渡人は3人いらっしゃいまして、〇〇〇さん、北山字〇〇の方、〇〇〇さん、喜多方市〇〇の方、〇〇〇さん、北山字〇〇の方でございます。2、許可を受けようとする土地の所在等についてですが、北山字〇〇4082番、地目は畑、面積は387㎡、利用状況は休耕地、北山字〇〇4083番、地目は畑、面積は62㎡、利用状況は普通畑、北山字〇〇4084番、地目は畑、面積は57㎡、利用状況は休耕地、以上の3筆でございます。3、転用計画についてですが、転用の目的は住宅、露天駐車場、雪捨て場でございます。事由の詳細といたしまして、申請人は妻と2人家族で現在アパートに住んでおりますので、申請地を譲り受け住宅・露天駐車場・雪捨て場を建築・築造したく申請します。申請地は、村道に隣接し、両親の家の近くでもありますので、住宅等敷地には最適な場所であると考え選定しましたとのことでございます。続いて転用の時期ですが、県知事許可の日から令和3年7月31日まで。施設の概要につきましては、建築物(住宅)の建築面積が75.80㎡で、所要面積は235㎡となっており、露天駐車場の所要面積が143㎡、雪捨て場が123㎡、合計で506㎡でございます。資金計画については記載のとおりでございます。4、権利を設定、移転しようとする契約の内容についてですが、権利の種類は所有権。こちらは売買によるものです。権利の設定・移転の別については、移転でございます。権利の移転の時期は許可日、権利の存続期間は、永久でございます。5、転用することによって生ずる付近の土地・作物等の被害の防除施設の概要についてでございますが、土砂の流出等の災害を防止するための措置としましては、申請地の隣接地に土砂が流出しないよう、境界法面は十分な締め固めを行うとのことでございます。農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさないための措置としましては、申請地に建築される住宅の排

水は、公共下水道に放流するとのことをございます。周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼさないための措置としましては、周辺の農地から建物を6m以上離して建築するなど、日照等に影響のないようにいたします。地元農業委員の意見としまして、蓮沼喜久雄委員、岩田多吉委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、27、28ページが申請地位置図と箇所図になりまして、29ページが土地利用計画図、30、31ページが平面図と立面図となりますので、各自ご確認願います。なお、当該地域は農振農用地区域外の農地でございます。また、転用に当たっての許可基準の1つ、立地基準（農地区分）ですが、32ページの参考図のとおり、河川、村道等によって区画された地域の面積に占める宅地等の面積の割合が40%を超えておりますので、原則許可となる第3種農地に該当し、農地区分は適当と考えられます。続いて一般基準についてとなりますが、資金調達計画につきましては、金融機関からの融資証明が添付されておりました、実現性が見込まれます。実施計画は明確で、許可後において、申請に係る用途に遅れなく供することが確実であると見込まれます。計画面積については、当該農地の形状や、周辺の土地利用の状況などから妥当であると考えられます。最後に周辺農地に係る支障についても、問題はないと考えます。以上のことから一般基準についても適当と考えられます。上記のとおり提出いたします。令和2年11月20日提出、北塩原村農業委員会会長星源嗣。以上で議案第3号の朗読並びに説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、5番、蓮沼喜久雄委員より調査結果について、意見をお願いいたします。

○5番、蓮沼喜久雄委員

11月18日に岩田委員と一緒に現地を確認してきました。事務局から説明ありましたとおりここに家を建てて、喜多方から転入してくるとのことですし、北塩原村の人口増加にも繋がるので、とてもいいことだと岩田委員とも話しました。申請内容にも問題はないようなので許可相当と判断しました。よろしく願います。

○議長

ありがとうございました。同じく調査委員であります、3番、岩田多吉委員より補足等があれば意見をお願いいたします。

○3番、岩田多吉委員

特にありません。

○議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。議案第3号について、申請の通りこれを適当と認め、決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、申請の通りこれを適当と認め、決定することといたします。

○議長

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしましたので、これで議長の座を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○事務局長

ありがとうございました。それではその他になりますが、事務局より1点、「北塩原村農業施策に関する意見書について」説明いたします。

○事務局長

(北塩原村農業施策に関する意見書について説明)

○事務局長

その他、皆さまから何かございますでしょうか。

○委員

(なしの声)

○事務局長

無いようですので、以上をもちまして、北塩原村農業委員会定例総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

議長は、会議の次第を作成させ、それが相違ないことを証するため、署名委員とともに署名する。

令和 年 月 日

北塩原村農業委員議長（会長） _____ (印)

議事録署名委員 2番 _____ (印)

議事録署名委員 3番 _____ (印)